

福山市立常石ともに学園の就学に関する実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、福山市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則（昭和44年教育委員会規則第12号。以下「通学規則」という。）第3条第3項の規定に基づき、市内全域からの入学又は転入学を認める福山市立常石ともに学園（以下「常石ともに学園」という。）の就学に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（根拠制度）

第2条 第1学年は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「省令」という。）第32条第1項の規定による学校選択制度及び第2学年から第6学年までは、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「政令」という。）第8条の規定による指定学校変更申立許可運用基準に基づく特例として、一定の要件のもとに入学又は転入学を許可するものとする。

（定員）

第3条 常石ともに学園の児童の定員は180人とし、各学年30人とする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、これを超えることができる。

（募集人数）

第4条 常石ともに学園に入学又は転入学することができる児童の学年及び人数（以下「募集人数」という。）は、次のとおりとする。

（1）第1学年 30人

（2）第2学年から第6学年まで 在籍児童数を考慮し、教育委員会が定める人数

（就学の時期及び期間）

第5条 常石ともに学園に入学又は転入学する時期は、毎年4月1日とする。

2 常石ともに学園に就学する児童は、原則として卒業するまでの期間在籍するものとする。

3 児童又は当該児童の保護者の事情により通学が困難となった場合は、教育委員会は常石ともに学園の校長と協議の上、当該児童の住所地を通学区域とする小学校又は義務教育学校（以下「所属学校」という。）等に当該児童を就学させることができるものとする。

（就学の要件）

第6条 保護者は、次の各号すべてに該当する場合には、常石ともに学園への入学を願い出ることができる。

（1）児童及び当該児童の保護者が、原則として福山市内に住所を有する者又は入学を願い出る年度の3月末までに住所を有する予定である者

（2）児童の保護者が、常石ともに学園の教育方針に賛同し、諸活動に協力すること。

（3）児童及び当該児童の保護者が卒業まで在籍する意思を有すること。

（4）児童が徒歩又は公共の交通機関を利用し、又は保護者の責任において送迎により通学することができること。なお、通学にかかる交通費については、保護者が負担する

こと。

（申請等）

第7条 常石ともに学園に入学を希望する児童の保護者（以下「入学希望者」という。）は、「常石ともに学園入学申請書（兼指定学校変更申立書兼転入学届）」（以下「申請書」という。）を所定の申請期間内に教育委員会に提出しなければならない。

（許可）

第8条 教育委員会は、前条の申請書が提出された場合において、第6条に定める就学の要件に該当し、入学希望者の数が募集人数以内であるときには、入学を許可するとともに、「入学許可通知書」（以下「許可書」という。）を当該入学希望者に交付するものとする。

（抽選）

第9条 教育委員会は、入学希望者の数が、募集人数を超えた場合については、抽選により入学を許可する者を決定し、許可書を当該入学を許可する者に交付するものとする。

2 教育委員会は、前項の抽選を行う場合は、当該抽選の対象となる児童の保護者に対して、抽選を実施する旨の通知を行う。

3 抽選は、公開とする。

4 同学年の2人以上の兄弟姉妹が希望している場合は、併せて1回の抽選とする。

5 抽選の結果当選しなかった者は、補欠として登録し、併せて補欠の順位を決定する。

（補欠登録者の繰上げ）

第10条 前条第5項の規定により補欠として登録された者（以下「補欠登録者」という。）は、抽選の結果当選した者が辞退した場合は、補欠の順位上位の者から順次繰り上げるものとする。

（就学校の指定）

第11条 第1学年について、福山市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理並びに学校教育法の実施に関する規則（平成14年教育委員会規則第7号。以下「管理規則」という。）第4条の入学期日及び学校指定通知書発行までに第8条又は第9条第1項の許可書が交付されない場合は、所属学校を就学すべき学校として指定するものとする。

（転入学する場合の準用）

第12条 第6条から前条までの規定は、政令第8条の規定に基づく指定学校の変更により、常石ともに学園に転入学する場合に準用する。この場合において、第6条から第9条までの規定中「入学」は「転入学」に、「入学希望者」は「転入学希望者」に読み替え、第7条の申請書は、管理規則第6条の指定校変更申立書とみなす。

（中学校等への入学）

第13条 常石ともに学園に在籍する児童が中学校へ入学するときは、原則として、当該児童の住所地を通学区域とする中学校又は義務教育学校を就学すべき学校として指定するものとする。

（入学の取消）

第14条 教育委員会は常石ともに学園への就学を許可した後において、申請の事実と異なり、学校運営に支障があると認めるときは、就学許可を取り消すことができる。

（市外からの入学等）

第15条 入学希望者の人数が、募集人数を満たしていない場合は、政令第9条の規定に基づく区域外就学により、入学又は転入学することができるものとする。その場合、児童は保護者の責任において、送迎等により通学するものとする。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、常石ともに学園の就学に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、2022年（令和4年）4月1日から施行する。ただし、第4条、第6条から第12条まで及び第14条の規定は、2021年（令和3年）10月1日から施行する。